

令和7年1月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 19 回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 1 月 15 日（水） 午前 10 時 28 分
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員

1 番	寺西	久美子	君	2 番	菅岡	利夫	君
3 番	山重	義則	君	6 番	原田	淳一	君
7 番	下土井	進	君	8 番	勝本	澄人	君
9 番	亀山	真由美	君	10 番	鈴木	喜義	君
11 番	岡本	幸子	君	12 番	斎藤	貴之	君
13 番	宮本	三雄	君				
- 4 欠席委員

4 番	大崎	正男	君	5 番	中元	茂雄	君
-----	----	----	---	-----	----	----	---
- 5 説明のため出席した者

事務局長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君
- 6 記事ならびに議事録調整者
職員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

議案第 9 3 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 4 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 5 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 6 号	農用地利用集積等促進計画について
議案第 9 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用 集積等促進計画案の決定について

第19回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より第19回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中、2名欠席ですので11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において寺西委員さんと菅岡委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第93号を上程します。
整理番号4番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、下土井委員は議事に参与しないこととします。よって、整理番号1番から3番、5番及び6番を先に審議し、4番は最後に審議することとします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
（3条-1） 議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番● 地目 田 面積804㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は贈与です。
渡人は、高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、市内の農地所有適格法人で、自然薯栽培の面積拡大を図るものです。
申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●から東に約1.9kmの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番● 地目 田 面積902㎡外2
筆 合計 田 1,729㎡ 畑 949㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は贈与です。

渡人は、●●●に居住しており耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、市内の農業者で野菜や果樹栽培の面積拡大を図るものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から西に約５００ｍの距離にある●●●●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番● 地目 田 面積1, 0 1 0 m²です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人及び受人の双方の話し合いにより譲渡するものです。

受人は●●●に居住しており、●●●及び●●●に農地を所有する農業者で、水稻栽培の面積拡大を図るものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●から南東に約2.1 kmの距離にある●●●●●●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-5)

続きまして、整理番号5番でございます。

申請地は、●●●字●●●●●番 地目 田 面積 7 7 6 m²外 3 筆
合計 田 3, 9 1 4 m² 畑 3 7 1 m²です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は贈与です。

渡人は、●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、●●に居住しており、●●●●でヤギを5頭飼育しております。●●●●に農地を所有しており、ヤギの飼料用採草地として利用しておりますが、車が通行できない等立地条件が悪いため、利便性の良い申請地を譲り受けるものです。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

整理番号1番につきましては、菅岡委員。

整理番号１番でございますけれども、昨年１２月２７日に現地確認を関係委員さんと事務局で行っております。受人の方は数年前から自然薯栽培を開始されまして規模拡大しているということで、今回取得される農地につきましても自然薯栽培に向いているような田んぼでございますので、特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 5 -

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号2番につきましては、山重委員。

3番 山重君 整理番号2番ですが、このほ場、ほ場整備されてませんで、地主の方も大変困っているような状況のところございまして、受人が●●から果樹等を作るということでございまして、条件を満たしていると思いますので、何ら問題はないと思っております。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号3番につきましては、勝本委員。

8番 勝本君 整理番号3番ですが、12月の27日に事務局と関係農業委員で現地確認を行っております。現地はちゃんと管理もされております。特段問題はないというふうに思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号5番につきましては、斎藤委員。

12番 斎藤君 ただ今事務局より説明があったとおりで、ヤギを飼育をしているということで、ここのほ場を取得したいということで、ここのほ場は未整備田で、申請人の方のお家も田んぼしか残っていないような状態で、地域としてどうするかなということで悩んでいたところ、運よく買っただけということで、地域としては賛成ですので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号5番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号6番につきましては、菅岡委員、お願いします。

2番 菅岡君 整理番号6番でございます。申請地につきましては、従来から果樹

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号4番につきましては、岡本委員。

11番 岡本君 整理番号4番でございます。12月27日に現地確認を行いました。
説明のとおり認定農業者の●●●さんの案件ですから何の問題もない
と思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に何か質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、議案第93号の整理番号4番についま
して、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手
をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第93号の整理番号4番につきましては、可決・承認と
決します。

議長 宮本君 続いて、議案第94号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第94号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
(4条-1) て、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●●●番● 地目 畑 面積1,272㎡
の内201㎡で、申請地に自己用住宅及び車庫の建替えを行うもので
す。
本件につきましては、昨年10月15日に開催されました第16
回総会の議案第83号で、農用地除外について市長よりこの会の意見
を求められ、承認されたものです。
申請地に隣接する申請者所有の宅地に老朽化した住宅が建ってお
り、建替えに伴う建築基準を満たすため、申請地を宅地と一体利用す
る計画です。
申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●●●●●
から南東に約1.7kmの距離にある●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
付近の農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準
は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、転用目的のた

めの土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

なお、本件につきましては、農地区分が農用地区域内農地のため、今月 28 日に開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の意見聴取対象となり、承認された場合に許可となります。

次長 中原君
(4 条-2)

続きまして整理番号 2 番でございます。

申請地は、●●●字●●●●●番● 地目 田 面積 198 m²です。

申請地は、隣接地等 9 筆が関係する筆界未定地でしたが、このたび関係者によって境界が確定したものです。

申請地には農業用倉庫が既に建設されており、始末書が提出されております。

現地確認につきましては、大崎委員が事情により立会できませんでしたので、齋藤委員と貞永推進委員の 2 名で行っております。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から南東に約 1.2 km の距離にある●●●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね 10 ha 未満の小集団の第 2 種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

まず、整理番号 1 番につきましては、山重委員。

3 番 山重君

整理番号 1 番でございますが、12 月の 27 日に現地確認をいたしまして、わら屋の住宅が崩れかかったのがあるのですが、それを建て替えるということで、住宅面積が狭いということで広げるということでございまして、何ら問題はないかと思っております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号 1 番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号 2 番につきましては、齋藤委員、お願いします。

12 番 齋藤君

ただ今、事務局より説明があったとおりで、現に倉庫が建っているという状況で、始末書も添付されております。また、周りの農地に対する影響もないとみられますので、ご審議のほどをお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第94号の整理番号1番2番については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第94号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続いて、議案第95号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

(5条-1)

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番● 地目 畑 面積96㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

申請地の隣接に受人の住宅が建っており、申請地は法面で耕作には向かないため、宅地の一部として敷地拡張を計画するものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から北東に約3.3kmの距離にあるの●●●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。

(5条-2)

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積3,205㎡です。

権利の種類は所有権の移転で、渡人は亡くなっており相続人がいないため所有者不明土地管理人が選任されております。

受人は●●●で残土処分業等を営む法人で、申請地の北側一帯を残土処分場として利用しており、申請地はその処分場への進入路及び残土流出防止用の沈砂池として利用するものですが、既に転用工事が完了しているため始末書が提出されております。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から北東に約3.2kmの距離にある●●●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準

は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

なお、本件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えるため、今月28日に開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の意見聴取対象となり、承認された場合に許可となります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

整理番号1番と2番につきましては、菅岡委員。

2番 菅岡君

整理番号1番と2番ですが、12月27日に現地確認を行っております。

まず、1番でございますけれども、事務局からの説明があったとおり、現地が宅地の一部のような状況になっておりまして、敷地拡張ということであれば特に問題はないと思っております。周辺は自己の農地ですので他に及ぼす影響もないと考えております。

2番につきましては、事務局から説明がありましたとおり、すでに転用済でございますけれども、申請地の南側に水路がありますので雨水等はそこで処理ができるということと、周辺農地に特に影響はないと考えておりますので、やむを得ないと思っております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番、2番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番、2番の議案第95号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第95号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第96号を上程します。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、勝本委員は議事に参与しないこととします。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第 9 6 号 農用地利用集積等促進計画につきましてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画（素案）の概要をご覧ください。申請の形式は、昨年 の 9 月 1 7 日に開催されました第 1 5 回総会の議案第 7 7 号と同じ形式のものになります。

公益財団法人やまぐち農林振興公社を通して農地法第 3 条の所有権移転を行う場合、通常はまず売り主から公社の買い取りによる所有権移転の手続きを行い、次に公社から買い主への所有権移転の手続きを行う 2 段階形式ですが、本件は中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の 3 項により、一連の計画を公社が作成し手続きを一回で済ませるものです。

申請地は、圃場整備事業に伴う従前地売買を行うもので、3 筆 合計 田 5, 2 9 8 m²です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑ございますでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第 9 6 号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第 9 6 号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第 9 7 号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第 9 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の案の決定についてご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。

市長より、令和 6 年 1 2 月 2 7 日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し公告することにより、受け手に農地が貸し

付けられます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

議案第 9 7 号について何か質疑ございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第 9 7 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 9 7 号は、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 1 1 時 3 分)